

集会アピール

公職選挙法第11条1項1号をさっさと削除して!!!

今、成年後見を利用している人には、選挙権がありません。でも、選挙権はすべての国民の権利です。民主主義の基本です。もともと選挙権と成年後見は何の関係もありませんから、それはおかしいと、私たちは思います。しかし国がちっとも改めないで、とうとう成年後見を利用している本人が4か所で、裁判に訴えました。

平成25年3月14日に東京地方裁判所で判決が出ました。後見を利用している人から選挙権を奪うのは、憲法違反だと言いました。生まれた時から障害のある人、若い時に障害を負った人、年にとって自然と障害が出てきた人も、全てこの国の主権者です。いろいろな障害のある人こそ、自分たちの幸せを願い、国や自治体の政策に期待して1票を入りたいのです。障害のある主権者を大切にしてください。後見が必要な人の声を、政治はもっともっと聞いてください。

国会はようやく、選挙法の改正をするようです。必ずこの国会で改正してください。

今年7月の参議院選挙に、必ず間に合わせてください。

一言付け足します。成年後見の代わりに別の線引きをして、「選挙できる能力」を決めるなんて、できるはずありません。そんなのは変です。別の線引きは、絶対にやめてください。それから、選挙違反は犯罪です。不正を仕掛ける人が、悪いのです。でも、

後見^{こうけん}のことと選挙^{せんきょ}違反^{いはん}は全く別^{べつ}のことです。選挙^{せんきょ}違反^{いはん}対策^{たいさく}はこの問題^{もんだい}と絡^{から}めずに、後^{あと}で
じっくりよく審議^{しんぎ}してください。

公職^{こうしやく}選挙^{せんきょ}法^{ぽう}11条^{じょう}1項^{こう}1号^{ごう}を削除^{さくじょ}するだけでいいです。余計^{よけい}なことはありません。

平成^{せいねん}25年^{ねん}5月^{がつ}3日^{にち} キャンパスプラザ^{きやうと}京都^{きやうと}

成年^{せいねん}後見^{こうけん} 選挙^{せんきょ}権^{けん} 京都^{きやうと}訴訟^{そしやう} 提訴^{ていそ}2周^{しゅう}年^{ねん}支援^{しえん}集会^{しゅうかい} 参加^{さんか}者^{しゃ}一同^{いちどう}